

# 必要な人は利用しよう 生活保護は権利です

現在の生活保護は、1950年に「生活保護法」がつけられスタートしました。憲法25条で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして「生活保護法」では

第1条この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じその最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。

第3条この法律により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならぬ。と定められています。生活保護法では、生活が苦しいときは誰でも生活保護を申請でき要件を満たせば差別なく平等に受けることが出来るのです。しかし日本では収入が最低生活費未満の人が生



活保護を受合は2割に満たないのです。(ちなみにヨーロッパ諸国では、9割の人が利用しています)

行政からの利用者を減らすための政策、それによる生活に困難を抱える人同士のバッシング等で日本独特の偏見や誤解が生まれていきます。生活保護は働いていても収入や年金が少なく生活できない人は申請できます。保護費は厚労省が定める最低生活費から収入を差し引き、不足分を給付する仕組みです。

生活保護を利用することは恥ずかしいことでも引け目を感じることでもなく、この国に住む一人一人の権利です。困った時にはみんなが堂々と生活保護を利用しましょう。



## 「2月11日」は何の日？

2月。長い冬がやっと終わろうとしている。

しかし春はなかなか来そうにない。「冬ごもり」早く抜け出したい。

2月11日は「建国記念日」。1966年、国民の反対を押し切って制定。いわゆる戦前の「紀元節復活」であった。

1889年(明治22年)2月11日、大日本帝国憲法が発令された(「紀元節」に合わせた)。この憲法では「主権は天皇にあり、天皇が永久に日本の国をおさめていく。天皇は神であるから、国民は天皇にただ従うべし」というものだった。(欽定憲法)。皇居では盛大な式典が行われた。

川崎では生田小学校で記念

式典。花火を合図に「君が代」の合唱、「国家万歳」の連呼の後村長、教員、有志者による宴会が開催され、生徒にはお菓子などが配られた。ところが国民には、その内容が全く知らされていなかった。憲法発布を天皇が「絹衣のハッピ」をくださると勘違いする人もいたという。

憲法制定にあたり明治政府は、伊藤博文、伊藤巳代治らを憲法調査のためプロシヤ(今のドイツ)に派遣。帰国後、彼らは横浜の金沢八景の旅館や夏島に隠れて憲法草案を作った。歴史の記憶にとどめておきたい。

今、安倍政権に続く菅政権の下で改憲の動きが急、九条の改定、日本学術会議への人事介入、など基本的人権の抑制などがもくろまれていて。警戒せねばと思う。

佐々木勝男

### 相談事例 (その185)

## 「ゴミの山なんどかして！」 相談解決に奮闘中

Sさんから「自宅マンションの前の植え込みにゴミ集積所があるけれど、そこに勝手にゴミを捨てていく人がいる。中には近くのA事業所から粗大ゴミに当たるといふものまで捨てられて困っている」と相談を受けていました。

A事業所の責任者に「ゴミを捨てないでほしい」と話し合いをしましたが「ウチが出した証

拠があるのか」などと言って、なかなか話に応じてくれませんでした。

A事業所の状況を生活環境事業所に知らせて相談すると「事業所がきちんと手続きをすれば、A事業所独自の集積所をつくることのできる制度がある」と教えてくれました。生活環境事業所からその制度をA事業所に説明しましたが、手続きをすると

### 後手紙

新婦人・川崎南支部エンゼル班  
倉形律子さん(藤崎在住)



ころまでには進みませんでした。この年末年始にはSさん宅前のゴミ集積所は『年明けの収集日に出して下さい』との張り紙を無視してゴミが山のように。Sさんから、もう我慢できないのでうちの前のゴミ集積所を廃止してもらい、マンション専用にはできないか」と改めて相談が寄せられました。

市の生活環境事業所にSさんの状況を伝え訪問して実態を聞いてもらったところ、「ごみ集積所は廃止する方向で進める」ということになりました。今後は勝手にゴミを捨てられないよう、集積所を撤去した後川崎区道路公園センターが新たに樹を植えることも、約束してもらいました。Sさんは「いろいろやってくれて助かりました。あとはA事業所が自社のゴミ捨て場を作ってくれば」と話しています。

私も市の生活環境事業所とともにA事業所に働きかけて、最後まで解決できるよう頑張りま

くらしの相談センター  
所長代理 片柳すずむ

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2021年2月 第209号

発行：くらしの相談センター  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

### 読者のひろば

「迷ったとき困ったときは遠慮なくくらしの相談センターへ」  
 コロナ禍の影響で一人暮らしの高齢者の生活がとても深刻になってい

1月24日付け東京新聞川崎版「市内の高齢者広がる不安」の記事の中に、市民のよろず相談を受けている「くらしの相談センター」（川崎区）の宮原春夫所長の記事が載った。

宮原所長が成年後見人を務める80代女性は今月、コロナで亡くなった。病院から「危篤」の連絡を受けたが、面会も火葬の立ち合いもかなわず、お骨を受け取るだけの寂しい最期だった。1月に二人の方を見送ったがひとりの方は普通の肺炎で亡くなり、コロナで亡くなった方の葬儀費用は二倍かかりました。

「コロナは怖い病気で、高齢者が神経をとがらせるのは当たり前。外出や家族との交流を控えた結果、足腰が弱くなり、認知症が進むなどの心配もある。高齢者の『自己管理』には限界があり、国が進めているGOTOトラベルは今はやめるべきで、その予算を医療関係に手厚く補償すべきだ。神奈川県の方針は上から目線に見える。高齢者を支える介護士を支援するなど、生活の現場にも目を向けてほしい」と訴えました。

投稿

昨年10月 から始まったしんぶん 赤旗の小説

「曠野の花」に注目している。短編全8編。入院を繰り返すアルコール依存症のホームレス、離婚した父に引き取られて暮らす少女、解雇された後に母と音信不通になった外国から移住青年。ケースワーカーを中心に民生委員、面接相談員、ボランティアが寄り添うが問題解決には苦難を伴い遅々として進まない。くらしの相談センターの活動は事例集「あしたにむかって」に集約されるがこの小説の原作的存在であるといえるかもしれない。政治の貧困化により生活困窮者が次から次へと作り出されているが、この現状は政権を変えられないかと思いつながら毎朝この小説を読んでいる。



2021年 1月吉日

本町 小松晴雄

スタッフ紹介



滋野高津区 滋野一美さん

昨年の初めのころから夫が病気になる、息子夫婦と二所帯で生活していましたが、上手いかず途方に暮れていました。思い切って友人に相談に行きました。とてもやさしく話を聞いてくれて、くらしの相談センターに連れて行ってくれました。

所長の宮原さん、行政書士の緑川さんが相談に乗ってくれて、その後も毎週水曜日に相談に行くようになり、夫にも毎日会いに行くようになりました。

3カ月経ちましたが、そんな私を見てスタッフになりませんかと声を掛けてくれ、木曜日の午後事務所の当番にしていたら、今はここに来ることが楽しくなりました。何もできない私ですが、ご迷惑をかけないように頑張ります。どうぞよろしくお願ひします。

**2月の予定**  
**★無料法律相談日**  
**2月16日(火)**  
 午後6時30分より  
**予約が必要です。**  
**時間が限られています要件はまとめて**  
**★土・日・祝日は休み**

**中央地域 境町相談所**  
 日本共産党中央地域 後援会事務所  
**「困ったとき・迷ったとき」**  
 ご相談ください。  
 午後 13時～16時  
 (土・日・祭日除く)  
**電話 044-233-5812**  
 所長 片柳すすむ

**新型コロナ 相談窓口**  
**■発熱せきのどの痛みのある方**  
**◆発熱等診療予約センター**  
 0570-048914  
 (午前9時～午後9時・土日も相談可)  
**■その他の方**  
**◆市新型コロナコールセンター**  
 044-2000-0730  
 (土日含む24時間相談可)

1月の相談内容と件数 (12月21日～1月20日に受けたもの)		
相談内容	件数	
	当月	1-1月合計
住宅問題	3	3
生活保護	1	1
身障者問題	1	1
就職・仕事	1	1
医療・病院	0	0
市への要求	0	0
多重債務	0	0
架空請求	0	0
税金・年金	0	0
交通事故	0	0
子供問題		
離婚問題	1	1
弁護士等の相談	1	1
不動産問題	2	2
後見・相続	3	3
その他	4	4
合計	17	17
開設からの総合計 (2003年9月)	7545	

1月22日核兵器禁止条約が発効した日に各国の国際反核団体が禁止条約の署名と批准を求めて行動しました。日本でも23日に「核なき世界へスタート！」集会在海外からのビデオメッセージを交えて東京で開かれました。カナダ在住の被爆者、サーロー節子さんは「日本政府に対して、核政策を転換させ、条約を批准させ、国際的に倫理的・政治的にリーダーシップを発揮する日を見届ける責任がある」と語りました。被爆国の日本が禁止条約に参加しない日本政府、日本批准を迫るための声、署名を高めていきましょう

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)

キムチをつくり続けて30年  
 新鮮野菜・キムチの  
**(有)グリーンフーズあつみ**  
 ホームページ検索  
 グリーンフーズあつみ 検索  
 川崎区大島 3-35-7  
 tel 044-288-7616

《訪問リハビリ・マッサージ》  
 (株)川崎幸はりきゅう院  
 さいわい訪問  
**マッサージセンター**  
 【各種保険取扱い】  
 tel 044-555-6629  
 fax 044-555-3241

昭和21年創業 近代書房  
 古書売買  
**日本の古本屋 検索**  
 ☆インターネット販売を始めた...  
 ...当店の新着情報をご覧ください  
 ☆営業時間 10時～20時 定休日 日曜日  
 日曜日祝日は19時迄  
 川崎市川崎区砂子2-8-17  
 tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

オンデマンドプリント・ウェブシステム  
 印刷のご用命は  
**協立印刷社**  
 ホームページ <http://www.kawa-kyo.co.jp/>  
 川崎区貝塚 2-14-11  
 tel 044-222-4205